

川崎市指令環廃 第165号

許可番号 第05720003319号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府泉北郡忠岡町新浜一丁目5番21号

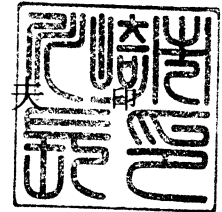
氏 名 木材開発 株式会社

代表取締役 谷 正剛 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成23年8月23日

川崎市長 阿 部 孝 夫



許 可 の 年 月 日 平成23年8月24日

許 可 の 有 効 期 限 平成28年8月23日

- 事業の範囲
 - 事業の区分
中間処理（破碎）
 - 産業廃棄物の種類
ア 木くず 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
- 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、設置年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）
別記1のとおり
- 許可の条件
別記2のとおり
- 許可の更新又は変更の状況
平成23年8月24日 更新許可
- 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破碎施設 (破碎) (設置年月日 平成13年7月23日) (許可年月日 平成13年2月1日) (許可番号 第719号)	462 t / 日 (木くず)	川崎市川崎区水江町 1番50ほか (5408 m ²)

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破碎施設一式	462 t / 日	

別記2

中間処理は、事業計画を遵守して行い、変更する場合は事前に届け出ること。



この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には当該審査請求に係る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。